

会議(打合せ)の 名称又は議題	令和4年度 第2回 白井市産業振興ネットワーク会議 会議録		
日時	令和4年8月23日(火) 午後2時～3時30分	場所	白井市役所東庁舎会議室101
出席者	鈴木委員長、野水副委員長、山口委員、齊藤委員、小水内委員、宮地委員、 黒木委員、成島委員、板橋委員、押田委員、石毛委員(欠席委員3名) 事務局：岡田市民環境経済部長、金井産業振興課長、長谷川農政係長、黒澤 企業誘致推進室長、冨澤商工振興係長、佐山主査補、綿崎主任主事、 遠藤主事、宮川主事 傍聴者 3名		
<p>(会議開催の趣旨)</p> <p>白井市産業振興条例第8条第2項に基づき、産業振興に関する施策を調査審議 するため、令和4年度第2回の白井市産業振興ネットワーク会議を開催した。</p> <p>(内容)</p> <p>別紙のとおり。</p>			

○事務局 それでは、ただいまから白井市産業振興ネットワーク会議の議事に移らせていただきたいと思います。

本会議の議事進行は、白井市産業振興ネットワーク規則第3条第1項の規定により、委員長が会議の議長を務めることとなっております。

鈴木委員長、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 それでは、会に先立ちまして、非公開の取り扱いについて審議したいと思います。事務局のほうから提案ございますでしょうか。

○事務局 白井市審議会等の会議の公開に関する指針により、審議会等の会議は公開を原則としております。

本日の審議会に諮問された議案は、非公開とする理由は特にありません。そのため、非公開案件なしということではいかがでしょうか。

○鈴木委員長 ただいま事務局のほうから、非公開案件はなしということの提案がございましたけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議会につきましては、非公開とする案件はないものとして進めさせていただきます。傍聴の方がおられましたら、また入場させてください。

〔傍聴人入場〕

○鈴木委員長 議事に入る前に、傍聴の方に傍聴上の注意を申し上げます。

傍聴の皆様におかれましては、白井市審議会等の会議の公開に関する指針に基づく遵守事項について、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度第2回産業振興ネットワーク会議を始めさせていただきます。

それでは、議事に従いまして、まず報告事項の1になります。事務事業評価についてでございます。

これにつきましては、事務局から説明はなくてよろしいですか。前回、ぎりぎりの時間で早口で説明を事務局のほうからしていただきまして、説明は終わってございます。

お手元に、先ほどありましたように、前回資料を持ってきていただきたいと思いますということで、この資料3というA4の横のものでございますけれども、説明は終わってございまして、時間がなかったため、皆様のほうからは御意見、御質問を承る時間がなかったわけですが、今回、前回のうちに、次回そちらのほうを承るということでありましたけれども、もし御質問、御意見ありましたら、よろしくお願いいたします。

前回は6月20日ということで2か月もたってしまったので、忘れてしまっているかもしれないけれども、もしメモとかがありまして、質問等々ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。粛々と進められているということを感じ取っていたしましたので、

特に問題なかったのかと思いますけれども。なければ、先に進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、報告事項の2番目に移ります。

企業誘致推進室担当事業についてでございます。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 こちらの報告事項についてなのですが、前回、事務事業のほうでも少し説明をさせていただいたのですが、この後の次第、企業誘致基本方針（素案）についても関わってくることなので、資料によって簡単に説明をさせていただきたいと思います。

資料、報告事項2を御覧ください。まず企業誘致推進事業から説明をいたします。

お手元の資料1ページを御覧ください。

企業誘致推進事業の総合計画における位置づけや概要、経緯となります。こちらは前回説明しているので、飛ばして下のスライドに行かせていただきます。

事業の現状と課題です。市では、さきのとおり、土地所有権の課題ですとか、行政手続の課題、企業誘致の課題の3点が企業誘致推進における課題としてあるのかなというふうに捉えております。

それぞれ内容としましては、まず土地所有権のほうにつきましては、市のほうで市街化区域であるとか、市が持っている土地というところに空き用地がない関係から、市街化調整区域で民間の方が持っている土地への企業誘致になります。そういったところで、まず土地所有権について課題があると捉えております。

行政手続の課題になりますが、先ほど市街化調整区域における企業誘致という話をしました。市街化調整区域というものは、主に市街化を抑制する農地であるとか、そういうような土地になります。そこで農地に関わるような、行政手続上における課題などがあるかなと捉えております。

続いて、企業誘致の課題としましては、候補地ごとに望まれる業態であるとか、それぞれ異なること、また、事業の一貫性を鑑みて、どのような企業を誘致するのが得策かというところで、その手法についての方針を定める必要があろうというふうに3点捉えているところです。

続いて、2ページを御覧ください。

事業の方針といたしましては、現在の企業誘致推進事業では、幹線道路沿道などへの企業誘致が事業目的となっており、市街化調整区域における新たな産業の受け皿づくりが重要な取組の一つとなっている点。

また、市街化区域の拠点である駅周辺地域活性化事業と工業専用地域振興事業、こちらにつきましては、既に市の総合計画実施計画の中に位置づけはございますが、企業誘致の視点を含まない事業内容となっております。

こちらのほうについても、今後は、エリアに特化した企業誘致推進事業の取組という視点を取り入れて、事業内容を整理することが必要なと捉えております。

産業振興ビジョンの44ページになりますが、工業の分野別基本方針の中に、企業誘致に当たっては、それぞれの候補地ごとに望ましい業態や土地利用計画が異なることから、開発・誘致方針を事前に明示した企業誘致基本方針等を策定し、戦略的で透明性のある企業誘致を行うとあることから、こちらの方針を策定しようというところがございます。

今後の展望としましては、基本方針を策定し、それに沿った企業誘致の手続フローを作成した上で取組を推進していく。

また、1ページの下段に地図で候補地を記しておりますが、新たな候補地が生まれた場合は、また候補地ごとに可能性調査をして事業を実施していく予定です。

なお、基本方針がこの後、議案のほうでまた説明をさせていただきます。駆け足ですが、以上で企業誘致推進事業に関する説明は終了いたします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○委員 二つあるのですけれども、皆さん、もしかしたら知っているかもしれないのですけれども、候補地と見込地の違いというのが分からなかったもので、そこと。

あと、もう一つ、課題というのが三つ出されているのですけれども、これは、どうやって洗い出されて、どういった根拠から、この三つが課題だというふうにおっしゃっているのか。それ以外に課題と考えられるものは、本当はないのかということをお教えしてほしいのですけれども。

○鈴木委員長 お願いします。

○事務局 まず、候補地と見込地の話をさせていただきます。

1ページ目の下のスライドを御覧ください。

こちら、私、説明が少し不十分だったのですが、昨年度、令和3年度に千葉県立地企業補助金というものを活用して、産業用地見込地（事前調査、可能性調査）業務委託というものを実施いたしました。

そちらのほうでは、まず事前調査業務として、市内全域において、例えば土地の現況であるとか接道状況、あとは地目などを客観的に評価して、市内に産業用地の見込みがあるかどうかというのが何か所、どういう場所があるというのが抽出をいたしました。それが、この中でAからNまで、14か所となります。

そのほかに三つ、工業専用地域振興事業としての工業団地であるとか、駅周辺地域活性化事業として白井駅と西白井駅が丸で囲ってあるというのがこの地図になります。

昨年事前調査で14か所の候補地というのを抽出いたしました。その14か所の中でも、一度に全部というのはできませんので、この中でも特に事業効果とか、事業を進めてい

く上での事業効果ですとか、推進していく見込みの高いところが14か所の中でどこかというところで優先順位をつけました。

その優先順位をつけて、上位2か所というところで可能性調査を行ったところを見込地という表現をさせていただいております。

この地図の中で、見込地とした2か所は、16号沿いのE地区というところと、あと地区としては二つ出てくるのですが、地図の左下くらいのL、M地区、これを2地区で1か所としまして、E地区とL、M地区の2か所を今、見込地として可能性調査をしたところになっています。

以上です。

○事務局 課題については私のほうから、御質問があったこと。この企業誘致推進事業は、担当から説明がありましたとおり、種地がないので、当初から市街化調整区域に種地を生み出すという事業になります。

ですから、課題は、市街化調整区域で種地を生み出すために想定された項目です。市が持っていない土地の地権者たちをまとめたり、行政手続であったり、当然、調整区域でも14か所選んだのには理由があります。

例えば、幹線道路沿いであったり、ニュータウン地区の縁辺部であったり。インフラの追加の支出を伴わないもの。そういった指標の中で選ばれております。

そういったことがもともとの事業で想定されているので、課題として三つ挙げさせていただいております。

以上であります。

○委員 そうすると、これは企業誘致推進事業の課題ではなくて、市街化調整区域に対する課題として挙げているだけということ。

○事務局 繰り返します。企業誘致推進事業自体が、当初から市街化調整区域の幹線道路沿道であるとか、事業目的なのですね。実施計画事業をぜひご覧いただきたいんですが。そういう形であるので課題がこうなっている。こういう説明になります。

以上です。

○鈴木委員長 そのほか、いかがでしょうか。

私のほうからよろしいですか。この下の図なのですけれども、こういうふうに丸を書いて、農地だと思うのですけれども、これを農家さんが見ても全然問題ないという状況なのかということと。

農振を買い取って除外していくという中で、手続に数年かかると書いてあるのですけれども、それ以外にも、例えば水利施設をつくってしまっていて、七、八年除外するのにかかるとか。いろいろ千葉県の中でも、そういう問題が起きてきていて。

そういうふうなことでいうと、例えば工事、後期実施計画の中で、そもそも間に合わないというような検討もあるような気もするのですけれども。そういったところは、そ

れほどあまり大きく検討材料にはしていないということでもよろしいでしょうか。

○事務局 14か所選んだ指標がありまして、面積であるとか、先ほど言った幹線道路の沿道であるとか、ニュータウンの縁辺であるとか。あと当然、上位計画に沿っていることであるとか。

会長がおっしゃったとおり、都市計画の開発許可を取るためには、上位計画でも当然、調整区域でも濃淡がやっぱりありまして、特に都市マスタープランの位置づけが非常に重要になってきます。

例えば、可能性調査で選ばれたE地区は、16号沿道から100メートルが公益的施設誘導地区ということで、既に都市的土地利用が許容されている位置づけがあるのですね。ですから、可能性調査の候補地として選ばれています。

あと、会長がおっしゃるとおり、この14か所の中には、点数が低いですが、ポテンシャルとしては非常に高いので、どうしても出てきちゃうのですよね。

例えば、J地区とかです。J地区は今、上位計画ですと、保全をするという位置づけになっていますけれども、見ていただくと、国道464と北千葉道路、県道、北環状線に囲まれているので、どうしてもここは上がってきてしまうという状況です。

これが次の計画、第6次とか、そういったことで上位計画のほうが変わってくるようなことがあればということになるのかと思います。

以上です。

○鈴木委員長 農家さんがこれを見て、拒否反応とかないのですか。

○事務局 これ、先ほどの去年の委託事業という形でやって、事前調査と可能性調査、これ2冊分報告書があります。本来ならば、皆さんにお配りしたいところなのですが、予算の関係で完成品の冊数をけちった関係で、皆さんにお配りする分がありませんので。

その報告書のほうには、地権者の了解を得て作成したものではありませんということが記してありますので。あくまでも、市の調査としてやりましたということで前置きをしておりますので、その辺は問題ないと思います。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

はい。

○委員 細かいのですが、これ、AからMまでなんですね。13か所だけ。

○委員 14か所ありますよ。

○事務局 よろしいでしょうか。N地区なのなのですが、場所としては、もともと富士中予定地と通称言われていた富士南園広場になります。

この地図上だと、企業誘致の課題の四角の下に多分隠れてしまっているのかなと思います。

○委員 見えないところにあるのですね。

○事務局 申し訳ございません。

○鈴木委員長 そのほか、いかがでしょうか。

お願いします。

○委員 既にホームページに、サウンディング調査がされた地区ということでK地区とか、たしか、これGだったかなと思うのですが、記載が出ているのですが、そこが見込地となっていて、そのほかのM、Aが見込地となっているという。そのすみ分けというか、その辺を教えていただければと思います。

○鈴木委員長 事務局、お願いします。

○事務局 先ほど、客観的な指標によって抽出したという話をしたので、当然、既にサウンディングをやっている、この地図でいうと、A地区とかK地区というようなところも抽出はされてきました。

ですが、先ほど委員からお話があったとおり、既に地権者がまとまってサウンディングなど進んでいる状況ですので、改めて可能性調査をする必要はないだろうということで、こちらは外していいというのも調査したということになります。

○委員 そうすると、AとかKのほうが進捗は進んでいるという認識でよろしいのでしょうか。

○鈴木委員長 はい。

○事務局 この後、基本方針でも、手続のフローのところの説明をちょっとしますけれども。AとKでいうと、K地区のほうは確かに進んでいる。A地区は地権者さんたちがお話をされていて、明確に反対だよというような方もいらっしゃったので、そういう場合のフローのほうの手続に今、入っています。

サウンディングは、K地区は事業者を選定する、どちらかという、パートナー企業を選定するサウンディング型市場調査。これはK地区のほうで行っています。

A地区は、地権者さんたちからの要望で、この地区にポテンシャルがあるのかという市場調査をして、マーケットサウンディングというような形でのサウンディング型市場調査を行って、それを基にアンケート調査を行っています。企業さんが結構来られたのですが、市場性はあるという結果をお伝えして、再度、意向調査をしたと、そういう状況になっています。

K地区は、かなり皆さん、まちづくりとして、地権者さんたちが密に話をされていて、パートナー企業と今、協議を進めています。

以上になります。

○鈴木委員長 はい。

○事務局 委員のおっしゃるとおり、AとKはかなり進んでいる。言い方がちょっとあれになりますけれども、可能性調査にかけるには、もったいない地区なので、それより

も若干遅れているL、MとかE地区、こちらのほうの可能性調査を実施したという状況に。

○委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 そのほかいかがでしょうか。

では、関連する議題も次にありますので、一旦、報告事項については、こちらのほうで閉じさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、議案のほうの審議に入っていきたいと思います。

まず、議案の1です。企業誘致基本方針（素案）についてになります。まずは事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局（宮川） 企業誘致推進室の宮川と申します。座って説明をさせていただきます。

それでは、諮問議案1の企業誘致基本方針（素案）について説明をさせていただきます。

こちらは、昨年度策定いたしました白井市産業振興ビジョンと、先ほども説明しました44ページのほうで、工業の基本方針において、地域特性を生かした企業誘致（工業）の推進におきまして、企業の誘致に当たっては、事業候補地ごとに望ましい業態や土地利用計画が異なることから、開発・誘致方針を事前に明示した企業誘致基本方針等を策定し、戦略的で透明性のある企業誘致に取り組みますというふうに位置づけられていることから、新たに企業誘致を進めていくエリアですとか、今後の進め方などに関する方針を定めるものというふうになります。

この方針につきましては、既存の市街化区域に空き用地がないことから、市街化調整区域への企業誘致など、産業用地の不足に対応した企業誘致を想定したものであるというふうになっております。

それでは、お配りしております企業誘致基本方針（素案）と書かれた資料のほうを御覧ください。内容について御説明いたします。

まず目的ですが、白井市企業誘致基本方針（以下「本方針」という）は、白井市産業振興条例により産業の振興に関する施策を計画的かつ効率的に実施するため策定された白井市産業振興ビジョンに基づき、戦略的で透明性のある企業誘致を実施するための基本的な方向性、誘致すべき産業とその候補地及び誘致の進め方を示し、産業用地の不足に対応した企業誘致を進めていくことを目的とするとしています。

続きまして、本方針の位置づけです。本方針は、白井市第5次総合計画後期実施計画事業「企業誘致推進事業」の実現に向け、企業誘致の推進について戦略的に取り組むための方針とするとしています。

続きまして、基本的な方向性です。一つ目が地域経済の活性化、二つ目が雇用機会の創出、三つ目が財政基盤の強化というふうにしてあります。

続きまして、誘致すべき産業・施設です。ビジョンにおけるSWOT分析を踏まえ、地域特性や市の強みを活かした企業誘致を推進するため、生産流通産業、次世代成長産業、集客施設・業務施設等の誘致を目指しています。

続きまして、事業の候補地につきましては、別紙1のほうを御覧ください。

これは先ほども説明しましたが、昨年度、産業用地（検討調査用）みたいなそういうのを実施しまして、本市として、市街化調整区域内で14カ所検討しております。

また、市街化区域で、商業系ですとか工業系の用途地域が定められており、総合計画の後期実施計画でも重点戦略事業として位置づけられております。白井駅、西白井駅の両駅と、あとは、白井工業団地の3カ所も候補地となっております。

なお、本方針につきましては、新たに事業候補地を設定することを妨げるようなことではございません。

最後に、企業誘致の進め方についてです。本方針における企業誘致の進め方は、白井市まちづくり条例第9条に規定される地区まちづくり協議会を活用し、企業誘致を進めるものとしております。

企業誘致フローにつきましては、別紙2のほうを御覧ください。

先ほどの説明と重複する内容になるのですが、簡単に説明をさせていただきます。

協議会設立フローとしましては、まずSTEP1として候補地の選定を行っております。こちら、昨年度実施した調査というふうなものになります。

そこで優先度の高い見込地として選定された地区におきましては、地権者アンケートというのを市のほうから行っております。

アンケート結果に基づいた意見交換会というのを実施しまして、明確な反対がない地区については、そのままSTEP4ということで次に進んで、反対者がいる場合は、地区内でミニ集会ですとか意見交換会を行って、よりまちづくりへの意識醸成などを市のほうが行っていきます。

そこで反対者がいなくなれば、STEP4として地区まちづくり協議会の設立というのを目指していきます。

協議会が設立されましたら、土地利用に関する意見交換というのを個別の地権者ごとに行いまして、そこで当然、市のほうでも説明するのですが、実際に事業を行う主体ではないということで、お話があったように、土地利用の話というのは、民間事業者じゃないと難しいというところもございますので、STEP6として、事業検討パートナーというふうなものを募集しまして、協議会とともに事業化に向けた地権者の合意形成を進めていく民間事業者というのを募集して、協議会と事業検討パートナーが協定を締結して、土地利用に関する意識醸成を行っていきます。最後に、事業化に関する意向調査を行って、賛成者が多い場合は事業化というふうな形になります。

事業化検討フローとしましては、概略の土地利用計画をまずつくって、その概略土地利用計画に基づいた要求水準書というのを作成して、サウンディングの前提条件をまず整理して、その条件に基づいて、開発事業者選定のためのサウンディング型市場調査を実施するというような流れになっております。

以上、簡単ですが、議案1、企業誘致基本方針（素案）についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

今回の議案につきましては、諮問案件となっておりますので、質疑応答の後に答申を考えていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

皆さんの御意見を頂く前に、一つだけ質問がありまして。これ（素案）となっておりますけれども、素案を取るための答申をするということによろしいですか。素案の次が「素」を取って「案」になるとかそういう意味ではなくて、素案は、素案を取ると、次、答申になるという。段階的には、どういう形ですか。

○事務局 素案が案になりまして、庁内で行政経営戦略会議というのがあります。そちらのほうに、案として付議をしまして決定するというフローを考えております。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

では、この審議会では、素案を案にするための答申を行うということで、よろしくお願いいたします。

それでは、御質問、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

はい。

○委員 今回こういう形で方針ということなのですが、これまで例えば、いすゞ自動車さんなんかもあるじゃないですか。あれなんかは、こういう基本方針のやり方は、また別だったのですか。あるいは、こういうような形の企業誘致というのは、これまで違う形でやってきたのか。そういうところの今までの経緯を伺えればと思います。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

はい。

○事務局 市役所の隣にあります、いすゞ自動車さんの工場ですけれども、あれは千葉ニュータウン事業区域内の土地になります。千葉ニュータウン事業ですと、土地利用方針が定まっていまして、そこで公募をされて、いすゞさんが落とされた。こういう流れになります。

ですから、市も当然関わっていますけれども、千葉ニュータウン事業の成果ということになります。

以上です。

○委員 今まで、かつて市独自で、こういう方針の下に、そこの地域の地権者、あるいはまた事業者の仲介も含めてやるというのは、初の試みというふうに考えるわけなので

すか。

○事務局 委員のおっしゃるとおりで、特に市街化調整区域は、開発許可を取らないと原則建物を建てられないエリアなので、開発許可申請を事業者側が申請する。

ただ、開発許可制度は、許可要件を満たせば、逆に言うと建ってしまうのです。ですから、市として、もしくは周りの住民の方たちが望まないようなものであっても、許可要件を満たせば、許可を下ろさざるを得ないというのが現状なのです。

これをコントロールするのが都市マスタープランで、いわゆるゾーニングを少しかけて誘導するということだと思えるのですけれども。これをやったのですけれども、先ほど16号沿いの話をしましたように、位置づけをしたのですけれども、全く来なかったのです。なぜかという、そこは民地だったからです。

今回、我々もいろいろな事業者さんと可能性調査を委託の調査をするときに、民間の事業者のほうにヒアリングをしたりしました。事業は、5年以内に着工できなかつたら、もう候補地にならないというお話でした。外資の方は3年以内とおっしゃいました。

ですから、ゾーニングするだけでは、企業誘致はできないのです。地権者さんを少し市が主体的にまとめないと、これはできないということで、この方法を定型化する必要があるだろうと。これで、この基本方針に行き着いたということになります。

以上です。

○鈴木委員長 はい。どうぞ。

○事務局 補足させていただきますけれども、答申は今回諮って決めていただきますけれども、決める前、今もう開発がかかっているそちらの市街化調整区域ではなく生産緑地になりますけれども、そちらのほうも一応、地権者の方たちと話をしながら進めてます。

○鈴木委員長 はい。

○委員 この方針で委託なんですけど、その規模からいうと、企業誘致の進め方で、まちづくり条例に協議会ですが、これ、ホームページで見ると、都市計画課の所管ですよ。産業振興課とか、産業振興ビジョンとかいう面でどのように関わるのか。

例えば、今そこの話が出ましたけれども、東電のデータセンターができるという話も、例えば、ここだとA地区のところに、たしかまちづくり協議会できていますね。そこで東電が決まるに当たって、どのような産業振興課と都市計画課の関わりがあるのか。特に産業振興課がどう関わるのか。

まちづくり協議会の基本は、住宅地をイメージしたものだと、ホームページの資料を見るとイメージできるのですが、産業の企業立地ということに関して、オフィシャルに庁内でどういう立場で産業振興の側面に関わっていくのかが、このフローだけでは分からないのです。

その辺を基本方針を立てるのであれば明確化して、こういうところにこう関わってい

きますというのをつくるべきだと思いますし、東電の場合はどうだったのかなとかいうふうに思いますので、その辺、御説明いただければと思います。

○鈴木委員長 お願いします。

○事務局 おっしゃるとおり、まちづくり条例は、現在、都市計画課が所管しています。

ただ、企業誘致に関することについては、今年度、新たに企業誘致推進室ができたので、まちづくり条例の企業誘致に関すること自体については、所管替えされています。

ただ、協議会を設立するということに関しては、冒頭、企業誘致推進事業を少し整理しないといけないという御説明を担当のほうからしましたけれども、これ、工業専用地域振興事業も駅前の活性化事業も、企業誘致のことまでは書いていないのです。両方も。

これをやることは、駅前の再編みたいなことと工業団地の再編という視点で事業を変えていかないと、課題は解決しないだろうと思っていますので、これを整理するのと同時に、協議会の設立、企業誘致に関する、まちづくり条例上の協議会の設立の事務を併せて、ちょっと漏れていたと我々は思っているので、次回の戦略会議、これを諮る、基本方針を諮る際に、それも併せて諮るつもりでいます。

ですから、そこはしっかり整理をして、まちづくり条例は市の自主条例ですから、協議会が設立されると、市が公に支援をすることが可能なので、このまちづくり条例を地権者さんたちを取りまとめるためのツールとして活用していきたいと考えていますので、そこはしっかり整理する予定になっています。

○委員 その辺の記載をこの基本方針の中に入れておかなくていいですかという。

○事務局 ここの進め方のところに直接、地区まちづくり協議会を活用しという言葉だけだと、ちょっとストレート過ぎるという。

○委員 不明瞭なのではないかと。産業振興面での関わり。

○事務局 分かりました。

○委員 そこをどうしたらいいかは、書き方にもいろいろあると思うのですが、そこがちょっと読めないなと思ったので、そこは何とか書き込んでおいてほしいという希望です。

○鈴木委員長 はい。

○事務局 ありがとうございます。宮地委員のおっしゃったとおり、産業振興面でというような趣旨をしっかりとプラスして、庁内には諮っていこうと思います。ありがとうございます。

○鈴木委員長 そのほかいかがでしょうか。

では、私のほうから、別紙2の協議会設立フローのSTEP3がちょっと分かりにくくて、同意率50%以上で明確な反対者なしとありまして、右側が明確な反対者が存在というのがあって、これは50%以上。要するに、パーセンテージからのフローがないので、

どちらも50%以上というふうに普通は取るのですけれども。それでいいかどうかということ。

逆に言うと、そうすると、50%以下の場合はどうなるのかということ。私がもしこういうことをやる場合には、反対者という言葉を使わないのです。非賛成者とか賛成できない人。というのは、なぜかという、そもそも賛成しているけれども、何らかの事情で様々な人が反対せざるを得ない人は、反対者とは言わないはずだから。なので、そこは丁寧にやる必要があつて。

むしろ、50%以下でも、説得というか、お話や事情を聞いてあげることによって賛成に回るといふ、そういう手続がここに入ってくると思うので。その辺、整理がもう少し必要かなと。

○事務局 ありがとうございます。おっしゃるとおりの御指摘だと思います。まず、反対者という表現については再考します。会長のおっしゃるとおりに修正をします。

50%というのは、まちづくり条例の協議会の設立が同意率が50%という規定があるので書いてあるので、もうちょっと丁寧に分かりやすく、数字のほうも、こちらの明確な反対者が右側のほうは確かに数字の記載がないので、こちらも分かりやすく修正しようと思います。ありがとうございます。

○鈴木委員長 最後のSTEP 9は、賛成と反対に分かれてしまっても、それはしょうがないと思いますけれども。手続上、うまく回すためには、丁寧な声掛けが必要かなと思っております。

そのほかいかがでしょうか。

はい。

○委員 この4番目の誘致すべき産業・施設というところについて、三つあるのですけれども。

一つ目が、次世代成長産業というのがちょっと分からなかったのですけれども、これはどんなものをいうのかなと教えていただければというだけなのですけれども。これが一つと。

ここに書いてあることを見ると、何となく、こういう白井市というのは、上に強みと書いてあるから、白井ってこういう立地にあるのです、だからこうするのですという形で産業とか施設を選んでいるように見えるのですけれども。

そういった観点と別に、もう一つ、例えば30年後の白井市をどうすべきなのかとか、さっきゾーニングとおっしゃっていたように、どういう産業とか施設を呼びたいのかというところは、将来像をこういうふうな状況だから来てくれるでしょう、将来はこうしたいのですといったら、その中で、こういうふうにしていこうよというふうな、もう一つ観点があってもいいのかなというのがありますというのがあつて。

あと、もう一つは、これを見ていて思うのですけれども、(2)の電力インフラという

のがよく分からないのですけれども、1番目とか3番目というのは、3番目は分からないけれども、1番目ってこういうところに、こういう立地なのですよというのがあるので、だから、生産流通産業に来てもらおうと言っているのですけれども。

こういう立地みたいなのって、ほかにも似たようなところもあると思うのです。成田空港なんて、これから衰退するかもしれないし、羽田がどんどん拡張されるかもしれないし。こういった交通の便のいいところというのが、幾つかほかにもあると思うのです。似たようなところが。

その中で、どうして白井にするのかというところがあるのかなというのがある。こういうふうな立地だから、こういうことができるはずですよとあって、来てよと言ったって、みんな、いろいろあるから、ちょっと考えさせてと言われそうなのだけれども。

だけど、うちは例えば、さっきおっしゃっていたように、すぐに渡せる土地があるのですとか。そういった、何で白井市に来てくれるのか。同じようなところがあった中で、どうやったらうちを選んでもらえるのかというところは、何となく、ざっくり、こういうのだから、こうしますと言っているだけで分からなくて。

多分、地域特性とか市の強みというところに何かあるのかもしれないですけれども、そういったところ、やっぱり企業に来てもらうには、うちを選んでもらわなきゃいけない。なぜ白井なんだというところの観点が。どこに書くのか、書かないのかは分からないのですけれども、入っているといいのかなというふうに思いました。

○鈴木委員長 はい。

○事務局 3点ですよね。まず1点目なのですけれども、次世代産業は、おっしゃったとおり、半導体とデジタル、こちらにも書かせていただきましたけれども、「半導体・デジタル産業戦略」の川上のほうでは、社会インフラとしてのデータセンター。川下としては、それを生かした半導体産業。TSMCが今熊本に経産省が主導で誘致をされたと思うのですけれども、経済、安全保障上も重要だと国も力を入れていますけれども、これです。

二つ目は、委員がおっしゃっているのは、どちらかというところ、産業振興ビジョンに書いてあるのですけれども、少し、ここは本当は3番の基本的な方針、ビジョンより、箇条書きで最初書いていたのですけれども、これだと分かりづらいだろうと、ただ羅列だということ、少し書き足したところがあります。

これでいいのかというのは、逆に、より分かりにくいという御指摘であれば、もっとシンプルに。場所とか地勢とかの強みとかというのは、ビジョンに譲るということでもいいかもしれないと。

あと、3点目は、もう一つ上のステージのお話で、総合計画でのお話かもしれないなと思って、委員の御意見を私は聞きました。白井市として、今いろいろ課題がありまして、それを産業の側面でもう解決していくかということ、事業があります。

企業を誘致する、少しやはり活性化、ここに書いてあるとおりです。雇用とか、当然、財源のほうの強化ですよね。こういった側面でできているところがあるので。30年後の白井の長期的なビジョンというのは、どうあるべきかというのは、人口を含めて、それはやっぱり総合計画かなど。ビジョンでも、いろいろ議論をさせていただきましたけれども、なかなかそこは難しいかなという。

役割分担といいますか。全部ここに書くというのは、なかなか難しいのかなと担当としては。上位計画との役割分担で重複は避けていくというところで、こういう形になっているということで御了承いただければと思います。

以上です。

○鈴木委員長 はい。

○事務局 補足ですけれども、委員が先ほど言いましたけれども、企業誘致って、まさにそういうところを目指している企業が進出していくとは思うのですけれども、自治体間の競争も非常にあります。

先ほどおっしゃっていたすぐ渡せる土地があるとか、行政に。それで企業がどんどん進出したのがありますし、稀有な市になっていますけれども。白井市はそういう土地がありません。

ですので、白井市は、市条例、まちづくり条例というのがあって。まちづくり条例を活用して、市が地権者をまとめて、それをもって土地を用意する。そのために企業誘致推進室というのを4月からつくった。

それが、ある程度強みになる。市がもう少し汗をかいて土地をまとめますよというのは、他市には、やっているところはあるかもしれませんが、白井市の強みになるのではないかと、そう考えているところです。

○委員 今、お話を伺っていて、さっきもそうだったのですけれども、市街化調整区域だからという課題なのですかというふうにおっしゃっていたのと、今の土地の話になりますか。土地だけなのかなというのは思っていて。本当に土地だけしか打つ手はないのかなというところが、ちょっと疑問なのですよね。ほかにも魅力って出せないものなのか。土地だけ、土地ばかり、それが失敗したら、それで終わりなのか。

特に農家の方たちって、土地は大切になかなか手放さないですよ。貸すならどうかなというぐらいはあっても、先祖伝来の土地を売ってしまっただけというのは、昔のたわけ者じゃないけれども、土地というのがなかなかそういうのって離れないだろうなと思っただけでも。うまくいく例ももちろんあると思うし、いかない例もあると思うのですけど。

そうしたときに、本当に土地だけに重点を絞って、白井市の魅力、企業に来てもらうためのアピールポイントというのは、そこだけに注目していいのだろうかというふうな今、お話を伺っていて思うのですけれども。

もっと何かいろいろなところで、日本中にいろいろな市町村があって、いろいろな事例があるから、それをもっと見ていくと、参考になったりヒントになるものが、どこかに落っこちているかもしれない。

何もゼロからつくるなんていうのは、とても難しいことだから、いろいろな事例を見ていくと、土地以外にもこういうポイントがうちにはできそうだよねとか、そういうところの可能性も探っていくほうが、本当に企業が来てもらえるのかなというふうによつと思えます。

できれば、そこだけにみんな集中してしまうのではなくて、もっと広い目で見るとちゃんといて、それでやっていけたほうがいいのじゃないかなと思います。

私は実は、生まれたのが川崎で、こういった生産流通産業とかというと、物すごく犯罪の温床というイメージしかないのです。1個2個あるうちはいいのだけれども、将来に本当にそういうのがいっぱいできて、もしできたらですよ。人としても何となく、そこで子供たちとかが、夜になって、そこのはじっこのほうでたばこを吸っていたりとか、そういうことをしているようなことがあったイメージがすごく焼きついていて。

だから、将来的に、1回誘致してしまうと、戻すのって物すごく難しくなってしまうので。今、ここで誘致する企業というのが、将来みんなに良かったねと言ってもらえるかどうかという観点は、本当は入れながらやっていかないと、昔ある、何の計画もなくつくられたところって、ごちゃごちゃいっぱいつくられていて。川崎とか、まさにそうだと思うのです。全然ごちゃごちゃの街で。あんな汚い街といたら悪いけど、自分が生まれているのに言うのはあれですけども、あんな街になっちゃうのは、ちょっと嫌だなと。これは感想だけなのですけれども。

そういった観点も見ながら、みんなに喜んでもらえる企業を探してもらえる。その人たちに強力なアピールポイント、隣じゃなくて、うちは、こういうポイントがあるんですというのが幾つも探して、それが幾つもあれば、その中にフィットする。うちは、ここに。

企業って誘致するとき、当然、条件を自分の会社にとってのプライオリティづけをします。ここがとにかく重要視するところ。ここは重要視しないところというのがあって。その中でフィットするところが、土地じゃないところもあるのかもしれないというふうに思いました。

ちょっと感想になってしまって、すみません。

○鈴木委員長 まず、事務局のほうから。

○事務局 農地の話がありましたけれども、まちづくり条例による地区まちづくり協議会というのは、あくまでも、まちづくりをするための条例になっていますので、たまたま企業誘致のほうで使いたいというのは、企業誘致を含めた、まちづくりをしましようという形の建て付けになっています。

ですので、その区域の中でも、自分のうちは後を継いで、まだ農業を続けたいのだよという方がいる場合は、農地ゾーンみたいなものを。そこで農地を続けていていただく。そういうような企業誘致を含めたまちづくり。そういうのを考えていきましょうということで、協議会を設立しませんかという形の進め方になります。

それと。

○鈴木委員長 魅力ですよ。ほかのまちに勝る魅力が。

○事務局 一応、調整区域の開発になりますので、許可権者は市になります。ですので、その区域の中に建物を目いっぱい建てるとか、そういう計画で上げてきても、企業誘致も含めたまちづくりの一貫として進めていきますので、そういう計画では許可しないということができます。許可しないつもりでいますので、どういう計画にするか。その辺は、市場調査というか事業者を募集する際に、ある程度、地権者の方と話し合っ、こういう条件で募集しましょうというものをつくるのですけれども、その中では、イメージでいうと、隣の特に生産・流通産業ですと、隣の市にあるグッドマンビジネスパークみたいな形です。あのようなものが誘致できればいいのではないかなと、イメージ的には考えています。

以上です。

○鈴木委員長 どこのビジネスプランなのか。

○事務局 印西市のグッドマンビジネスパークです。

○委員 私が言おうと思ったのは、白井の工業団地で長らく仕事をしてきた者としては、中小企業も発展する中で、何とか用地を取得したいということの、自社もそうだったし、今もどこか近くで場所がないのだろうか。今は委員の中で、土地だけでいいのかということなのですからけれども。白井の中で、そう離れていない、例えばその工業団地で仕事をしていて、車でそう遠くないところで倉庫あるいは工場を建てたいといっても、なかなかそういう土地は今ないのですよね。

だから、今、市のほうでもこういう取組を始めていること自体は、誘致でなくても、事業者として、そのところにまた発展的にいきたいとか、そういうニーズというのは結構あるのではないかなというふうに思うのです。

そうだとすると、ここにはないのですけれども、工業団地の隣接区域でもこういうものが検討されたら、私の知り合いなどでも、なかなかその駐車場も手いっぱいだし、倉庫を広くしたいというのも、なかなかできないというような声なんかも聞いておりますので。

土地だけということかもしれないのですけれども、今、白井では、そういう土地もなかなかないということは、お伝えしておこうと思います。

以上です。

○鈴木委員長 恐らく、引き続き、並行して魅力づけを検討していただきたいといった

答申はできると思います。

一方で、先ほどありましたように、地区まちづくり協議会との協議が必要になってきますので、誘致する企業とかは自由にはさせないというか。

逆にいうと、企業側がそれを嫌う可能性もなきにしもあらずというのは、ちょっと私の感想ではあるのですけれども。スピード感が遅れるような気がしないでもないので、その辺は少し懸念点ではあります。

はい。

○委員 委員がおっしゃった何が魅力的な将来像の話の中で、3年、5年で意志決定できないと来ないぞという企業が何社かあったというお話を伺いました。そうだろうなと思うのですけれども。もう少し白井の魅力で、長くこの市とつき合って、あるいは関わりをつながっていくような企業誘致を目標に掲げると、5年、10年先に立地してもらえる可能性。5年より先にですね。そういう企業とのつき合いをどうするかというのは、企業誘致の募集の中に必要かと思うのです。

魅力といってもどう捉えるかというのは、よっぽどのすごい政治家がいて、すごいリーダーシップを市役所がとって、市の人が政治的にとって、この誘致だというような話があれば、すごいだけでも、そういうのはまず考えられないから。そうすると、長くつき合える企業を探していく企業誘致というのは、あると思うのです。

私たちが仕事で、トヨタが九州の宮田に立地したのは、20年越しの話なので。最初に話が出てから、次にトヨタが宮田地区、北九州地区に出るということには、その頃、20年前につき合っていた人たちのネットワークで話が戻ってきたというのもあります。

ですから、こういう企業誘致をしたいんだ、このまちづくりの総合計画の中で、こういう目標があるからというイメージを職員の方が持って、長くつき合える企業、10年越しでつき合える企業を探していくというのが、本当の意味で、いい企業誘致になるのではないかなと。種地の問題とか、土地があるから、どうぞというのではなくて。それ難しいのだから。なかなか。だから、そういう観点が少し考えられるといいなと思います。感想です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間になってきているのですけれども。何かどうしてもということはないでしょうか。

○委員 ちょっとだけいいですか。さっきいろいろ審査するとおっしゃっていたもので、そのときに加えてほしいのは、例えば流通産業を呼ぶと、よく起きるのは、その総合公園の前みたいに、トラックが時間待ちしてバンバン駐車するよというのがあるじゃないですか。そうすると、結構危険だというのがあるので。そういった誘致した企業が、たまにしか起きないならいいのですけれども、そこでよく起きる問題については、何か解決策をきちんとあるものにしたほうがいいのじゃないかなと思います。

○鈴木委員長 個別のプロジェクトが来たときに、そういう検討をなされるお考えかどうかですね。ぜひ、そういう点は記録をしておいてください。

それでは、まとめていきたいと思います。基本方針（素案）で諮問を受けております。土地をつくるというのは悲願でもありますので、これを駄目とは言わないで、まずは「概ね妥当」というふうにできればと思います。

その上で、付帯意見としましては、先ほどからありました例えば2ページ目の企業誘致の進め方で、産業振興との連携などについて加えてみたらどうかですとか。あるいは、フローのSTEP3における反対者の書きぶりですとか。

あるいは、引き続き、企業側への魅力の発信というか、そもそも魅力を引き続き検討していったって、発信していくようなことを付帯意見として書いて、「概ね妥当」ということにしたいと私は考えますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。特に反対がないようですので、そのように「概ね妥当」ということで、付帯意見を答申のほうに書かせていただければと思います。

だから、付帯意見につきましては、委員長である私と事務局のほうで協議をして作成して、内容をまた確認していただくということで、一旦、一任させていただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議案の2のほうに移りたいと思います。

事業継続力強化支援計画についてです。これは諮問、前回の継続になります。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 それでは説明させていただきます。

前回会議からの諮問継続のこの計画についてですが、前回は、計画素案の内容確認や意見募集ということで諮問させていただき、内容は委員に御説明いただきました。

そこを経て、今回は、「妥当」または「概ね妥当」という答申を頂きたく説明をさせていただきますので、お願いいたします。

それでは、事業継続力強化支援についてと書かれたA4、1枚の資料を御覧ください。前回頂きました意見では、事前資料に市側からの説明がなく、市のスタンスが分かりづらいというものがありました。

今回は、前回参加されなかった方もいらっしゃいますので、第1回会議に出られた方は、一部、二重の説明となってしまいますが、市側から経緯などを含め、改めて内容の説明をこの資料をかいつまみながら、させていただきます。

また、この資料は、県作成の事業継続力強化支援計画の申請ガイドラインを一部抜粋して作成しています。

それでは、(1)の事業継続力強化支援事業の概要の背景ですが、甚大な影響を及ぼす大規模災害が相次ぐ中、こうした災害は経営だけでなく、サプライチェーンにも大きな

影響を与える恐れがあります。大企業では、事前対策の取組が一定程度進んでいる一方で、小規模事業者における備えと取組は一部にとどまっている状況にある。

大企業に比べて、経営資源が脆弱な小規模事業者は、ひとたび被災すると経営に大きな影響を受ける可能性が高いと考えられます。

これらを踏まえて、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、国のほうで中小企業強靱化法が施行され、その中で、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正し、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会または商工会議所が市町村と共同で支援していくこととなったというのが背景となります。

では、続いて、(2) その法律の内容は何なのかということで、下線を引いたところを読みますが、商工会または商工会議所は、小規模事業者の防災・減災対策について支援を実施する。

具体的には、商工会または商工会議所がその地区を管轄する市町村と共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を作成し、都道府県知事が当該計画を認定するというものとなっています。

続いて(3) となりますが、ここでも同じようなことを記載していますので、飛ばさせていただきます。

裏面です。続きまして、2、この計画策定による国の支援措置についてとなりますが、一つが中小企業信用保険法の特例ということで、これは簡単に申し上げますと、借入れがしやすくなりますよといったものです。

次は、中小機構の情報提供ということで、これは読んでそのままのものとなっています。

今まで説明させていただいたこれらの内容から、まず1点、メインは商工会であるものの、この計画は市も共同申請者であること。

二つ目、この計画につきましても、産業振興ビジョン37ページの部分にもあります。全体ビジョンにもある「持続可能な未来を拓く」という部分に合致したものであること。

この2点から、この会議にて諮問させていただいた次第となっています。

そして、最後に3、白井市での事業継続力強化支援計画について御説明させていただきますが、計画の案は、前回会議の資料2となっており、内容の計画はありませんので説明は省かせていただきます。

また、この内容で、商工会さんの理事会も通っているものとなっています。

計画期間が令和5年4月から令和8年3月までとなっているのは、市の総合計画に合わせたものとなっています。

今後の策定スケジュールとしましては、④今回の会議での妥当との答申と、⑤県に計画を提出し認定。来年の4月から計画期間の開始となります。

また、前回出ました主な意見について確認したものについて報告させていただきますと、大体、概ねいいことであるので進めるべきという意見が多いものでした。

ほかには、例えば損保会社さんと提携し、セミナーなどを検討してみてもどうかといったことや、財源が30万円では、これで果たしてどれだけ動けるものかといったような意見がありました。

その中で、予算につきましては、前回、委員からも、第1段階としては、まずこの計画の認定を受け、その中で、その後の方針などについて内容等を見直ししていければということをおっしゃっていただきましたが、市としましても、そのように対応していきたい。

また、当然、市のほうもバックアップをしていくということで、先ほどの話に出た市で包括連携協定を結んでいく損保会社さんのほうに確認をし、本計画が認定後、つまり、来年の4月以降、商工会、市、共催での災害対策等のセミナーへの講師派遣に対して、無料で行っていただくことは問題ないかと確認したところ、問題ないとの確認が取れています。

このように今後も、市、商工会で連携、工夫して計画について進めていきたいと考えております。

本計画については、以上となりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。一応、前回の委員からの提案を市としてまとめていただいたふうには思いますけれども、やっぱり審議会で審議していただくような、そういう立場に立っていないので、今、説明したことを全て出してもらわないと、全然、これ1枚を何すればいいか分からない。ずっと委員会みたいに流れてしまうので、しっかりもう少し資料を作っていたらいいかなと、審議していただくこともなかなか私のほうからも言いにくいので。次回以降は、工夫してもらえればと思います。

一応、継続ですけれども、市長からの諮問事項ではありますので、今の説明を伺って質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

はい。

○委員 前回も出ていたので、市民のお二人が出ていなかったの。これ、全く分からないですね、これ紙1枚では。前も聞いていても、よく分からなかったのですが、これ、紙1枚でどうしたいのかなと、今、委員長がおっしゃったとおり、私も同じ意見です。諮問のしようがないと。諮問に対する回答のしようがないというふうには。

趣旨は、商工会がBCPに対するいろいろな対策を取る、市もそれに協力をしてやるということだと思うのですが、具体的に市の行動とかいうものが読めていないとか、見えないとか。商工会のほうからは御説明いただいているのですが、そういうのがきちんと紙とか資料でないと、これでいいんじゃないのって普通言えない

んじゃないかなと思うのですけれども。そんな意見です。

○鈴木委員長 そのほか、いかがでしょうか。

お願いします。

○委員 千葉県産業振興センターの齊藤です。この計画の内容自体ではないのですけれども、質問として、市内の事業所で現在、事業継続力強化計画、認定を受けている企業はあるのかどうか、把握されているのかということと。

この計画は3年間で、市内の事業者、認定企業まで持っていくのに何社とか、何パーセントとか、そういった具体的な目標はあるのかどうかというのを教えてください。

○鈴木委員長 はい、どうぞ。

○委員 この認定、市内で認定を受けているところというのは、企業とか等は、特に把握はしていないところなのですけれども、その中で、商工会というところの立場で、商工会をまず、この継続力強化支援、先手を取って、各商工会地区、会議所地区において、まず商工会、県に提出して認定を受けなさいと。

その後、認定とか受けていない企業に対しては、商工会のほうからも支援して、この認定計画の作成に携わるようにということをしていますので。今現在、事業継続力強化支援計画について、市内でどれだけ認定を受けているかというのは把握していないというところですよ。

○鈴木委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

内容としては、特に問題はないのですけれども、ぜひ進めるべき話であると思いますので。この計画についてという表裏については、妥当ではないかと私は思いますけれども。

特に御意見がないようでしたら、答申については妥当ということで、今後、大きな変更がなければ、今後の進め方は、市と商工会のほうに一任でよろしいかというふうに思っております。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この事業継続力強化支援計画については、「妥当」というふうにいたします。

これで用意されています議案の審議は終了となります。

次第の4ですけれども、その他につきまして、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 そうしましたら、机のほうに置いておきましたこちらの両面のものです。こちらの1枚のものについて御説明させていただきたいと思っております。こちらのほう、今回、産業振興課のほうで行っている。

○鈴木委員長 すみません。タイトルを読んでください。

○事務局 申し訳ありません。「白井市原油価格・物価高騰対策支援金制度」というチラシが1枚という形。このものについて、御説明させていただきたいと思っております。

今回、こちらのほう、産業振興課で、原油価格が高騰、それと物価の高騰、これに対する支援制度ということで市独自の支援を行っております。この計画について、今現在の状況等について御説明させていただきたいと思っております。

まず、こちらのほう、概要ということになりますが、こちら趣旨としまして、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響で原油価格及び物価が高騰し、経費が増大している中小企業等を支援するためということで、こちら市独自の支援となっております。

支援金の内容等についてなのですが、1事業者当たり、中小企業等、法人ですが、こちらは20万円。個人事業者等、こちら、農家の方とかそちらのほうも含むものです。こちらのほうについては10万円という金額になります。

対象経費としてなのですが、今までの経費ですと、歳入、収入のほうを見て判断をさせていただいていたのですが、今回は、経費ということを見て判断させていただきます。

こちら対象になるものについては、燃料関係と仕入れ価格や外注費等、そちらのほうも全部含めた経費全般という形で判断させていただいております。

なお、こちらのほうについては、なるべく広い方に支援をしたいということもありますので、特例とかを設けておりますので、その分については、ホームページ等で詳しく載せておりますので、そちらを御確認いただければと思います。

なお、対象期間としましては、令和4年1月から12月まで。1月分については、イチゴ農家さんとか1月に費用、経費とかがよくかかっているところというのがありますので、そちらのほうも見たいということもありますので、1年間という形のスパンで長い期間を見て判断をさせていただいております。その中の連続する3か月。1、2、3か月、もしくは、これから先の10、11、12という形でも見る事が可能になります。

ですので、申請期間のほうについては、今、既に始まっているのですが、7月の15日から年をまたいで1月の31日までという長い期間の申請期間で申請を受け付けております。

対象者としてしましては、この制度が成立しました令和4年の6月27日までに市内に主たる事業所を有している事業者さんということになります。

あと、要件という形になるのですが、対象とするに当たりましては、先ほどの連続する3か月というのがあります。その前年度比の割合が、まず20%以上経費が増えている方。

それと、そちらのほうも対象期間が3か月の差額なのですが、差額掛ける12か月の金額が、法人の方でしたら20万円を超えていること、個人の方でしたら10万円を超えている方というのが、今回の対象経費、対象に当たるような形になります。

続きまして、今現在の申請の状況という形で説明をさせていただきます。今現在の状況、23日現在ですが、申請者数は9件。法人が7件、個人が2件です。

なお、問合せ件数ということで、今現在、制度が広報等に載ってからの形なのですけれども、問合せ件数が全体で57件。法人が35件、個人が22件になります。

まだ、こちらのほう、申請期間が長いということもありますし、あと広報に初めてこれが載ったのが7月の15日号の広報ということもありますので、経費の集計等々もありますので、まだこれから先、申請件数が増えてくると事務局のほうでは思っております。ですので、もう少し先は長いのかなと考えています。

まず、これで簡単ではありますが、支援金制度の関係の説明ということでさせていただきますと思います。

○鈴木委員長 はい。

○事務局 要約しますと、国のコロナ交付金を使って、原油高、物価高の支援制度をつくりました。今現在、申請数が少ないので、お近くでお困りの事業者さん、広報とかホームページ、あと商工会の会報とかでも周知はしているのですけれども、申請件数が少ないので、お困りの事業者さんにはお知らせしていただければというふうな内容になっています。

以上です。

○鈴木委員長 予算はたっぷりあるということで。

○事務局 予算はたっぷり。

○鈴木委員長 こういうのは早い者勝ちというのがあるのですけれども、ないのですか。何か。

○事務局 あとは、農家さんも対象となっておりますので、ぜひとも皆様方、お知り合いの方がいたらPRをしていただきたいと思います。

○鈴木委員長 ぜひ、よろしくお願いいたします。

○事務局 もう1点すみません。今回、開催通知の中にマイナンバーの提出という形で入っていたと思います。そちらのほうは、本日ということでも結構ですので、また後日でも、もしくは次回の会議の場でも結構ですので、もし提出がありましたら、提出のほうしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 これ、去年、委員だった人も含むのですか。

○事務局 市のほうに過去提出をされていない方は、提出をお願いいたします。

○事務局 不明だった場合は、出していただくとありがたいです。

以上で、こちらのほうのその他の説明で、事務局からは終わらせていただきたいと思います。

○鈴木委員長 その他については、何かよろしいですか。質問等あれば。

どうぞ。

○委員 報告事項の中で、2の中で駅前の活性化事業というのがあるのですけれども。素人考えで知りたいだけなのですけれども、URさんとの関わりとか、40年以上たつて

いるので、長期的なビジョンというか、そういったのが市のほうで何らかの形であるのであれば、次回で構わないので教えていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○鈴木委員長 はい。

○事務局 少し今回、説明しようとしたのですが、漏れたところがあると思いますので、詳しくは次回にはなると思うのですけれども。駅前のほうも事業としてやっていきますので、URとの関わりは、どちらかという都市計画課のほうが、URのほうと協議とかをしています。

だから、我々がやっている駅周辺活性化事業より、一つステージが上の話で都市計画がやっています。

北総鉄道株式会社のほうと協定を結んでいまして、それは産業振興課の企業誘致推進室のほうが定期的に勉強会を行っています。駅前のビジョンを令和7年につくるというのが我々の今の事業内容なのですけれども、そこはやっぱり乗降客数を増やすような形のビジョンになろうと、そういうふうに思っています。そういう取組をしております。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 はい。

○委員 そうしたら、私もこの報告事項2のところでもK P I。せっかくK P Iを出してくれていて、これ、どうなるのかが分からないK P Iがあつて、ちょっと心配しているのですけれども。

例えば、景観を向上させる。これってどういったK P Iの指標がつくられるのかとか。工業団地の中心の創出というのもK P Iに挙げてあつて、それって、どういうふうに測るのだろうというところがちょっと疑問なので、そこはどうなのかなと。イメージがあれば教えてもらえると、あれかなと思ったのですけれども。

○事務局 飛んでしまったので、本当は事業の説明でこれもやろうと思ったのですけれども、もう時間があれなので。また次回でしますけれども、基本的には同じです。エリアの再編をして、K P Iとしては地価の上昇だと思っています。エリアの価値の上昇だと思っています。駅前も工業団地もそうです。それを、では中心をどこに持っていくか。それを公共施設再配置とエリアマネジメントで実現していくということをイメージして、今回説明しようとしたのですけれども。そのための指標として、そちらを少し置いてあるということです。

書きぶりがそう取れないというのであれば、修正していこうと思っておりますので、ぜひ次回、また、お時間ありましたら説明させていただければと思います。

以上です。

○委員 一つ言いたかったのは、単純にK P Iの場合は、定量化していないとインデッ

クスにならないから、どうやって定量化するのかというのをちゃんと。これなら確かに景観が向上したよねと納得できるような指標ってどうなのかなというのを知りたかっただけなのです。それは、また今度ということで。

あと、もう一個、つまらないことは、これがすごく気になって、トナーがもったいない気がするのです。つまらないことなのですからけれども、こういう資料って物すごくトナーを使うから、無駄だなと思って。逆にしても、ほかに工夫があってもいいかなと。

○鈴木委員長 うちの学生は怒りますよ。インクがなくなるって。

○委員 だから、ちょっとこれ。自分のプリンターだったら、すごく考えてしまうので。印刷するべきか、しないべきかになってしまうので。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、議題、用意されたものは全て終わりましたので、事務局のほうにお返ししたいと思います。

○事務局 鈴木委員長、お疲れさまでした。

本日も慎重な御審議をいただき、誠にありがとうございました。これで終了させていただきます。ありがとうございました。